

燕労災病院の移譲に係る基本合意書

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「甲」という。）と新潟県（以下「乙」という。）は、甲が所有し運営する燕労災病院（以下「病院」という。）の移譲について、甲と乙の間で移譲に係る協議を進めるため、次のとおり基本合意書を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、平成25年12月に県央基幹病院基本構想策定委員会において策定された「県央基幹病院基本構想」、平成26年8月に乙が公表した「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」及び平成28年7月に乙が策定・公表した「県央基幹病院整備基本計画」を踏まえ、乙が県央医療圏で計画している県央基幹病院の円滑な開設のため、乙に対して病院を移譲するものとする。

（病院の概要）

第2条 移譲の対象となる病院の概要は、次のとおりとする。

- (1) 名称 独立行政法人労働者健康安全機構 燕労災病院
- (2) 所在地 新潟県燕市佐渡633
- (3) 病床数 300床

（移譲時期）

第3条 移譲の時期は、平成30年4月を目途とし、具体の時期は、甲と乙の間で協議し決定する。

（譲渡財産等）

第4条 移譲の対象となる譲渡財産等は、項目及び金額等について、甲と乙の間で協議し決定する。

（診療の継続等）

第5条 甲及び乙は、地域から求められる診療機能の整備に配慮するとともに、移譲後においても患者が診療を継続することができるよう配慮する。

（職員の雇用等）

第6条 乙は、乙が移譲後の新病院の運営先として選定する法人等に対して、病院の職員（嘱託職員を含む。）のうち新病院への再就職を希望する者につい

て、原則として採用するよう必要な措置を講じるものとする。また、その職員の労働条件等については、乙は、甲と協議し必要な措置を講じるものとする。

（協力義務）

第7条 甲及び乙は、病院の移譲を円滑に行うため、相互に協力するものとする。

（協定書等）

第8条 本合意書締結後、甲と乙が協議し決定した事項については、別途協定書等を締結することとする。

（その他）

第9条 この合意書に定めのない事項又は変更若しくは疑義があるときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

本合意書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月26日

甲 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号
独立行政法人労働者健康安全機構
理事長 有賀 徹

乙 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県
新潟県知事

米山 隆一